

## 第2章 支援費支給関係事務について

### 第1節 援護の実施者

援護の実施者は、「居住地」の市町村（居住地を有する場合）又は「現在地」の市町村（居住地を有しないか、不明の場合）である（身障法第9条、知障法第9条）。

居住地とは、住民票の所在の有無ではなく、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所である。

- 「居住地」とは、民法第21条に規定する住所の概念、すなわち生活の本拠と一致するものである。また、現にその場所に居住していない場合でも、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合は、その場所を「居住地」とする。
- 「現在地」とは、居住地を有しないか又は明らかでない者が現に所在する場所である。

#### I 居住地を有する障害者の施設類型ごとの援護の実施者について

##### 1 身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮の入所者

標記の施設については、訓練終了後等当初の目的が達せられた場合には入所者は施設を退所することが予定されていることから、当該施設入所者は、施設所在地の市町村に居住地を有するのではなく、施設入所前に住んでいた市町村に居住地を有する。したがって、援護の実施者は、入所前に住んでいた市町村となる。

ただし、出身世帯が他の市町村に転出するなどの事情により、入所者が退所後入所前の市町村と異なる市町村に戻ることになる場合は、出身世帯の転出先の市町村が援護の実施者となる。

仮に、継続して別のこれらの施設に移った場合であっても、同様の扱いである。

- 「世帯」とは、通常、家族関係を中心とした日常の住居と生計を共にする人々の集団であり、構成員（=世帯員）は、一般的に祖父母、父母、兄弟姉妹と考えられる。

##### 2 身体障害者療護施設の入所者

身体障害者療護施設入所者については、居住地特例（「入所前の居住地の市町村」身障法第9条第2項）により、施設入所前に住んでいた市町村が援護の実施者とな

る。なお、本人の現在地や出身世帯の居住地に変更があっても援護の実施者に変更はない。

また、身体障害者療護施設入所者が継続して二以上の身体障害者療護施設に入所している場合は、当該入所者が最初に入所した身体障害者療護施設の入所前の居住地の市町村が援護の実施者となる。

### 3 知的障害者地域生活援助（グループホーム）の入居者

知的障害者居宅生活支援のうち知的障害者地域生活援助（グループホーム）については、入居者の知的障害者地域生活援助（グループホーム）入居前に住んでいた居住地の市町村が援護の実施者となる。

また、知的障害者援護施設等から直接入居する場合は、施設入所中に有していた居住地の市町村が援護の実施者となる。

ただし、知的障害者地域生活援助（グループホーム）入居者の出身世帯が他の市町村に転居した場合は、出身世帯の転居先の市町村が援護の実施者となる。

○ 知的障害者地域生活援助（グループホーム）入居者が他の居宅生活支援又は施設訓練等支援（通所）を利用する場合は、入居者の知的障害者地域生活援助（グループホーム）入居前に住んでいた居住地の市町村が援護の実施者となる。

したがって、知的障害者地域生活援助（グループホーム）について支給決定を行った市町村が、他の居宅生活支援費又は施設訓練等支援費（通所）の支給決定を行うことになる。

### 4 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設の入所者

心身障害者福祉協会が設置する福祉施設は、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設に準じて取り扱い、施設入所前に住んでいた市町村が援護の実施者となる。

## II 居住地不明者の施設訓練等支援費の支給について

施設に入所する場合、障害者が入所前に居住地を有しない者又は居住地が明らかでなかった者であるときは、入所前におけるその者の現在地の市町村が、援護の実施者となり、施設訓練等支援費の支給決定を行うことになる。

## III 平成15年3月末まで都道府県が措置を行う居住地不明者の知的障害者援護施設入所者の施設訓練等支援費の支給について

平成15年4月1日より、知的障害者が居住地を有しない場合又は明らかでない場合の援護の実施者は、権限の委譲により、その者の現在地の都道府県から、その者の現在地の市町村へ変更となる。

都道府県がその者が入所前に居住地を有しない者又は居住地が明らかでなかった者の援護の実施者としてこれまで措置してきた、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮又は心身障害者福祉協会が設置する福祉施設に入所中の者については、平成15年4月1日から、当該入所者が措置されたときの現在地の市町村が援護の実施者となり、施設訓練等支援費の支給決定を行うことを原則とする。

ただし、措置されたときの現在地が明らかでない場合は、当該施設の所在地の市町村が援護の実施者となり、施設訓練等支援費の支給決定を行うことになる。